

# 資料紹介 正親町家本『永禄切紙』

——藤沢における古今伝受関係資料について——

## 要 旨

室町後期、藤沢の時宗の人々のもとに、古今伝受関係の切紙のテキストが幾つかのグループを成して伝存し、かつ遊行上人を軸として授受されていたと見られる。それらの切紙類のグループの一つは、前稿（本誌前号）でやや具体的に知り得た冷泉家流の切紙であり、今一つは二条家流の堯恵流切紙、そして残る一類は、諸流混在しているように見える切紙類である。幸いにもこれら三類のテキストは今日こぞって東京大学史料編纂所蔵正親町家本の中に伝わっている。小稿では、右三類のうち第三の、「永禄切紙」という名を冠されている十通の切紙を紹介する。混在と混沌を抱え込んでいるかに見える当切紙は、却って藤沢における切紙の伝存状況や、古今集解釈の〈切紙〉による伝受という文学事象のもつ広がりとお興行きを改めて告げているように思われる。〈切紙〉を読解する、という課題に赴くための足掛りを求めてみたい。

川平ひとし

『冷泉家切紙』と『古今和歌集藤沢相伝』——前稿<sup>(1)</sup>で参照した此の二種の資料は、長い古今集註釈史において〈切紙〉によってテキストを解釈し享受するという形態が深く滲透してゆく状況と、その広がり的一端を伝える資料であったと言つてよいであろう。両資料を通して具体的に確かめ得たのは、古今集説を中心とする切紙の伝受に、上冷泉家の当主である冷泉為和が深く関与していたこと、その為和と遊行上人との、和歌をめぐる親密な繋がり、そして時宗の文学圏において遊行上人を軸とする切紙伝受の系譜が存在していたこと、などであった。和歌史研究の関心からすれば、これらのテキストの内容そのものを読解し、かつ位置づけることこそ何より問われる課題ではあるはずだが、その課題に応えるためにも、室町後期、藤沢の時宗の人々のもとに、さながら吹き寄せられるように伝存していたとおぼしい切紙類の実状を更に精査しておかなければなるまい。本稿で採り上げる『永祿切紙』はまさしく右に述べた切紙類にかかわる資料に他ならない。先の『冷泉家切紙』とも一筋の紐帯で結びついている(後述)ゆえに、此の『永祿切紙』には、冷泉家説の余響が微かに認められる。それとともに『古今和歌集藤沢相伝』の場合と同じように、時宗における古典解釈の享受の場や担い手たちの影もまた色濃く映じており、これら切紙類のテキストの内部と、それを支える外の状況について改めて考えることを私たちに促さないではおかないと思ふ。

## 1 現状・名称・実体

『永祿切紙』は東京大学史料編纂所蔵正親町家本の中に含まれている(正親町家本 一三・一三二・一〇)。十通の切紙から成り、各通ともおおよそ縦二十五程前後(丈の最も短いもので十五・五程)の楮紙一紙、もしくは長いもので七紙、九紙、あるいは十一紙を継いで本文を記している。江戸中期頃の書写であろう。多くは同一筆跡であるが、他にも一つ別の筆が交じっていると見られる。全通を収めている封筒の表中央に「永祿切紙」とあり、同右上に「正親町蔵」の隋円形朱印、そして封筒裏の底部、封じ目には某人の書き判が見られる。以上の体裁・筆跡はすぐさま、前稿で検討・言及した『冷泉家切紙』ならびに『二条家切紙』を私たちに想起させる。史料編纂所蔵の他の一、二の正親町家本から知られる証跡<sup>(2)</sup>や、神宮文庫蔵『正親町家旧蔵家記』(七・二〇二七)七十六点中の幾つかの関連資料を照らし合わせると、これらの切紙類を整理し取り纏めたであろう先の花押の主は、前稿で推測した通り、正親町実連男の公明(延享元年(一七四四)〜文化十年(一八一三))正親町家譜(史料編纂所蔵本)・公卿補任・系図纂要)と考えてよいと思ふ。

そもそも、藤沢において遊行四十五世尊遵から授与された切紙と、その他の切紙類とを一括して保有していたのは梅月堂宣阿であったが、その宣阿の手を経由したところの切紙群を一覧して書写し、それらのリストを作成、加証したのは、右の正親町公明であった。寛政十年(一七九八)の年記をもつ当のリストである『伝授物書付』一通(正親町家本

三・二五)の記載を勘案して言えば、元禄十年(二六九七)の頃、宣阿の得た「藤沢相伝分」の切紙の柱を成すのは、堯惠流切紙、冷泉流切紙、そして諸流混在する切紙の、三種の各切紙類であった。それらは現存する史料編纂所蔵正親町家本の、「二条家切紙」「冷泉家切紙」、そして当該の「永禄切紙」として書写し置かれていた資料と、それぞれ対応するはずである。言い換えれば、江戸初期、遊行上人と宣阿との交渉や契約のもとで授受されていた藤沢伝来の切紙群は、右の三種を中心とするものであったと言ふことができよう。

さて、これら三つの柱のうち、堯惠流の切紙である『二条家切紙』十六点(正親町家本二・一二六)や、前稿で検討した『冷泉家切紙』の場合、その伝来は明瞭である。遊行上人自身、宣阿に与えた証状の中で、前者を「古今集灌頂切紙二条家一流從堯惠法師相伝、当山代々伝受来物也」と言い、後者を「古今集灌頂切紙自冷泉家為和卿遊行廿五代伝受之条々、代々之相伝無差違所也」と記し、伝来の由緒を確認していた。それらを一揃いのものと認定するような資料も、正親町家本の中に今のところ見出し得ない。この点からも示唆されるように、『永禄切紙』の内容構成は諸流の切紙を取り合わせたような、雑多とも無秩序とも見られる様を呈している。しかし逆に、諸流の混在する此の『永禄切紙』の様態こそ、藤沢に吹き寄せられるように累積していた切紙の伝存状況を、むしろ如実に伝えるものと捉え得る。ここにある切紙の各通を辿ることによって、私たちは当の「吹き寄せ」の状況を映し出すテキストそのもの

のに立ち会うことになるのではなからうか。

本資料の名称についてあらかじめ考えておこう。「永禄切紙」の名は、十通の内の三通の奥に見える

永禄庚午年五月日

永禄庚午五月日

永禄庚午五月日相伝

によるものと考えて差支えあるまい。「永禄庚午」は同十三年(一五七〇)。五月以前の四月二十三日に既に元龜へ改元されている。注意すべきは「相伝」の二字である。「相伝」とは、少くとも当該の三通は永禄の時点において或る関係の中で甲から乙へと授受された切紙であったことを意味するものに他なるまい。「永禄切紙」の名も自ずと、永禄の折なされた特段の由緒を担っている切紙であるということを知りた上で付された名目であっただろう。ただしのちに見る通り十通の中には永禄を降る天正十二年(一五八四)、同十九年の年記をもつ切紙も含まれているから、十通すべてが永禄時の「相伝」にかかわる一具の切紙でなかったことは明らかである。「永禄切紙」は十通の総称として元来付されていたとは考え難く、むしろ後人によって冠されたものと見ておきたい。

さて今重要なのは、永禄時の「相伝」を偲ばせる切紙三通と同一の切紙が『古今和歌集藤沢相伝』にも存在しているという事実である。『藤沢相伝』(以下この略称による)はつづめて言えば、冷泉為和より二十五代上人佛天を経て時衆のもとに伝存していた切紙類に基づき、これを増

補・展開せしめた切紙の集成書として捉え得るが、先掲の三通は、為和の授与した切紙には見当らず、『藤沢相伝』段階で増補された切紙の中に含まれているのである。しかも『藤沢相伝』所収の各切紙奥に記されている天正十九年（一五九二）の、三十三代上人満悟から越後称念寺其阿への相伝奥書の年記を溯る「永禄」の年号が見えるのであるから、先掲三通は自ずと以下の点を証示するはずである。

(1) 『藤沢相伝』において増補された切紙は、天正十九年の段階で新たに作成されたものではない。

(2) 当の切紙と同一内容のものを含む切紙は、二十一年溯る永禄末年において既に「相伝」されていた。

(2)に云う「相伝」は、いずれ時宗の文学圏の域内のものであったとすれば、これもまた遊行上人自身の関与する「相伝」ではなかったかという推測も可能である。ちなみに永禄十三年当時の上人は、永禄六年賦算の三十代有<sup>(7)</sup>三である。ともあれ「永禄切紙」という名称は、先述のように何時冠されたものかなお明らかではないものの、その名にまつわる「相伝」の内容を一部——テキストの全貌や成立の経緯はなお不確かだ

- |     |    |          |     |            |
|-----|----|----------|-----|------------|
| (1) | 7  | 長哥短哥     | (r) | 長哥短哥傳      |
| (2) | 8  | 三人翁      | (q) | 三人翁        |
| (3) | 10 | 誹諧傳      | (s) | 誹諧傳        |
| (4) | 2  | 傳授作法     | (p) | 灌頂傳授作法     |
| (5) | 9  | 同 阿仏筆のよし | (j) | 古今傳授之作法 冷泉 |

が——垣間見させると同時に、時宗の文学圏における遊行上人を軸とする切紙相伝の系譜を改めて私たちに告げているとも見られるのである。そこで次に、右に触れた三通をも含め、当該切紙全体の構成を眺めてみよう。

現存する十通をくるむ包紙の内側の面には——同裏面の二箇所に「永禄切紙」と記し、ここにも「正親町蔵」の印を捺す。筆跡は先記の封筒のそれと同じ——所収の切紙の標目が列記されている。恐らく正親町公明の段階で確認された、当切紙の内容と構成を示すリストと見做してよいであろう。而して此のリストに記された名は、『伝授物書付』に記載されているところと照応している。ただし包紙に列記されているのは十通ならぬ九通である。リストに見えず実体の存在している一通「古今集切紙」は、『伝授物書付』の「右藤沢相伝分」とある並びの中の「古今切紙」に比定されよう。此の一通をも加えて、『永禄切紙』十通を右記のリストに掲げられている順に一覧すると、次の通りである。

(6)	6	常縁傳三鳥三ヶ	古今切紙	東常縁相傳	(j) 常縁相傳 二条家
(7)	5	古今和哥内傳 冷泉敷	古今和哥集内傳		(i) 古今内傳
(8)	3	古今相傳血脉次第	古今相傳血脉次第		(h) 古今血脉次第 冷泉
(9)	1	文臺寸法	文臺寸法		(e) 文臺寸法
(10)	4		古今集切紙 異説多シ		(k) 古今切紙

右の最上段の(1)〜(10)は仮りに付した十通の通し番号である。その下の数字は現存本に施されている函架番号の小番号。次の段は、包紙記載のリストに見える名目。先記の如く、この段空白の(10)はリストに見えない一通である。続く段に掲げたのは、現存各切紙の端裏書に見える標目。最下段には、上記に対応する『伝授物書付』所載の切紙名を、(前稿で)アルファベット順に付した符号とともに掲げた。

さて右の一覧を照らし合わせると、現存本に付された小番号は不揃いであることや、包紙記載の排列は必ずしも『伝授物書付』のそれと完全に符合している訳ではないことに気づく。恐らく今日に至るまでの流伝の間に、排列に幾分かの変動を経てきたのであろう。ともあれ以上の十通と、同じ正親町家本の『二条家切紙』として一括されている切紙類、そして冷泉為和関係切紙類と目される『冷泉家切紙』の、以上三類を併せることによって、我々は『伝授物書付』に云う「藤沢相伝分」のテキストをあらかた総覧・確認し得ることになるのである。これら十通の標目と、付されている註記の中に既に諸流の混在する『永禄切紙』の性格は滲み出ているが、節を改めて当切紙の内容を辿ってみたい。

## 2 各通撮要

現存本の各通に打たれた小番号の排列ではなく、包紙に記されたところ——同リストは「永禄切紙」の名をもって取り纏められた初期の段階における排列構成を伝えるもの、とひとまず想定してよいと思う——に依拠して、(1)〜(10)の並びを追いながら、各通の概要とそれらの示唆するものを掻いつまんで記してみよう。

(1)〜(3)の三通は一つの連関を有していると見てよい。先述の通り、三通はともに『藤沢相伝』の一部を成し、かつ『藤沢相伝』を溯る「永禄庚午」年における「相伝」の片鱗を伝えている。このうち(1)の、端裏書に「長哥短哥傳」、そして端作に「長哥短哥口傳」とある一通は、古今集卷十九・雑躰の、周知の歌体の概念をめぐる「口伝」であり、(3)の「誹諧傳」も同じ部立中の誹諧歌の概念内容についての伝であり、いずれも早くより説々が提出され、また註釈史の中で論点の一つともなってきた事柄に関わっている。それぞれの論旨はと言えば、(1)の場合、端々

において『古来風躰抄』上巻の文言を敷き写したとおぼしき行文が続く中に、元来俊成の認識とは相容れないはずの、韻字の説を襲用した解釈——『奥義抄』下巻餘・問答の説などと近接する説——を交じえ、展開していると思われる。(3)もまた、たとえば『弘安十年古今集歌注』の関連箇所云う「誹諧歌ト者、十種ノスガタアリ」として列挙されている諸項目とおおむね重なり——ただし「以上九種」とされる——なお、各項に付されている釈義は必ずしも同一ではない。このような所説が、(1)で言えば「當家ノ庭訓」「道之為奥義」、(3)では「取分別傳」の如く、それぞれ秘すべき説として位置づけられるのである。もう一通の(2)「三人翁」(端作に云う「三人翁哥傳」)は、住吉・人麿・業平の名を並べ、各一首ずつの和歌を副える。中近世、古今集説とも結びついて種々に立てられる謂わゆる和歌三神の説に——本紙もその展開史の一面を伝える——かわる切紙である。比較的簡略な此の一通の奥にもまた、「口伝之外」の「神秘」の説たることが銘記されている。

さて、切紙の体裁を備えたこれらのテキストの源は何であったか、ことに(1)に見える「當家」とは直接には何流を指すか、あるいはテキストの伝来、より書誌的な次元で細かく問えば、天正末年の『藤沢相伝』と永禄時の双方のテキストは同一であったのか、或いは一部(差当り当該三通)のみ重なっていたに過ぎないのか、さらに言えば、永禄時のテキストを一部撰取して『藤沢相伝』は構成されたのか否か、などの問題はなお検討を要するであろう。即断することはできないものの、以上の三通は、時宗における言わば切紙の財産として蓄積されていたものと考え

られよう。特に(2)は、次に見る切紙中の記載とも深く結びついている。

(4)は、天正十二年、三十一代同念から、三十二代普光へと、遊行上人間で授受されたもの。奥書に「傳授」の語が見える。時期について言えば、永禄より下るものの、『藤沢相伝』に先行する。一紙二十九行に記された此の切紙は、歌道灌頂伝授として執り行なわれる作法、次第、そして場の有様を具体的に記しており(一つ書き)、まことに興味深い。次第はまず「室」を清めることから始められる。清めてのち「高貴大明神」たる住吉明神に手向けるために披講のち諸神勧請の偈を読む。住吉明神を「中尊」とし、左右に人丸、業平の影を架け、壁には三十六歌仙の影を架ける。(3)で見た「三人翁」は単に觀念的な知識ではなく、灌頂伝授の場における眼に見る影像——そしてそれによって室中に醸し出される厳肅な威力——と密接に連繫していたのである。一つ書きの記事は更に続き、供具としての菓、「本尊」の前に置くべき宝物、宝枕のことを記す。以下は作法の記述。明神の前で三礼のち勧請の句が誦せられる。人丸影の前において礼。大明神に対する讃嘆を読み、廻向して退室する。その際の讃嘆文の引用によって末尾は結ばれている。

以上のような次第と作法は時宗における本来の「灌頂」の儀式と具体的にどのような重なっているかについては、力及ばず明らかにし得ないが、ここに窺うことができるのは、「師」と「弟子」との間で営まれる宗教的な勤行や儀礼の式に擬えて、和歌における奥儀を授受する儀式が執り行なわれている様である。宗教的な儀礼と和歌をめぐる儀礼とは一

如のものとして営まれていたのであろうか。

注意されるのは〈室〉という空間あるいは場の担っている意義である。〈室〉は清浄に保たれ、「中尊」―「本尊」を始めとする影像に見守られ供具で飾られ、そして奉請され来臨影向した高貴大明神・十方諸神・三十一神・十三大士、更には、迎えられた三十六人歌仙の聖霊、一切歌仙、血脈の諸人らが寄り集う場である。歌道灌頂伝授はこのような場で執り行なわれるのであるが、私たちはここにも中世の室内空間における種々の表現行為や作法の一形態――しかもこの場合は時宗の人々の独自の空間意識に支えられた――を見ることができよう。そもそも一寺の全体は〈道場〉に他ならないが、時宗の人々にとっての宗教的行為の場あるいは〈アジュール〉としての当の〈道場〉とその意義については既に指摘がある。<sup>(10)</sup> そのような〈道場〉の内部の室内空間に、或る観念的な力に支えられたもう一つの〈道場〉としての〈室〉が設定され、遊行上人の直接関与する中で、仏教的な師資相承の営みとあたかも共存するかのようになり、和歌の奥秘をめぐる伝受がなされていたのである。

(5)そして飛んで(7)(8)は、いずれも冷泉家流とのかかわりを窺い得る切紙である。比較的長文の(7)は、先の「七ヶ事」に「三ヶ事」を加え「十ヶ秘事」とするのだと云う。記事の一部は、既に紹介されている陽明文庫蔵古今切紙「他流切紙」<sup>(11)</sup>の一部と密接に関連する。(8)の後半の系図は前稿の『冷泉家切紙』中の「古今和歌集三ヶ口伝血脉図」と、そして『藤沢相伝』中の同じ標目をもつ系図とも類似する。二条家流のあとに

為家以降を別掲、特に為相以降の冷泉流を示す。二条・冷泉を対比し、ことに冷泉の流れを明示しようとする意識の現れとも解される。包紙記載の(7)の標目に見える「冷泉歟」の註、また『伝授物書付』記載の(8)に対応する標目に見える「冷泉」の註も、決して謂われの無いものではなかったであろう。当の系図は為和の父・為広までで終っているのも注意される。

特に、(5)の標目の「阿仏筆のよし」という註記を信ずるなら、中世から近世へと形式化されて行く古今集のテキストや説を授受する際の儀礼の古い形、しかもその具体的な次第を知り得ることになり、貴重な資料だと言わねばならないだろう。<sup>(12)</sup>

(6)は、東常縁の署名を、年令の註記とともに持っていることで何より注目される。「老翁」は謙退の表現を思わせる。年記ともどもこれを信ずれば、寛正六年(一四六五)常縁は五十九歳、逆算すれば応永十四年(一四〇七)の生まれとなる。決着をみていない没年の特定に直接役立つものではないが、常縁の生年を伝える一つの説として注目される。しかも所収の切紙十二通に相当する各項と付載されている記事の内容を、現在伝存している古今伝受書のテキストと見較べると、例えば最初の十二条は、早大図書館蔵三条西家本『古今伝授書』<sup>(13)</sup>「切紙事」の冒頭、同館蔵『古今口伝』冒頭の条々や『古今和歌東家極秘』(中田光子氏蔵)・鶴見大学図書館蔵「詠歌口伝書類」<sup>(14)</sup>所収の切紙と符合し、なおかつ排列・註記や一部の記事に出入りが見られるなど、注意すべき特徴を備えていると言つてよい。あるいは、後代尊重される古今伝受切紙の、常縁段階

における古態を示唆しているかも知れない。仮りにそう考え得るとすれば、問題は、常縁の「伝受」の内実如何、両度蘭書の文明三年を六年も溯る年次の意味、常縁の事蹟における位置、東家説の生成・展開の過程、この切紙が時宗の人々の許に流伝した経緯等々に波及するはずであり、興味は尽きない。

(9)は冷泉為和の著したものであるという可能性をもつ。前稿で検討したりストに記載されていたのはまさしく此の切紙だと見られるのである。文台の寸法とその由来を註し、連歌の文台にも触れている。一体、和歌の会にかかわる調度の類の寸法に関心を寄せ、こうして切紙に認めもし授受したことの意味は何かを、本資料は私たちに問いかけるであろう。

(10)は謂わゆる三木説を始めとする説々の切紙。定家の著述、ことに『僻案抄』の関連する記載を引用しているとおぼしい。同書をおおむね原文のまま祖述し、一部増補している。当「切紙」の元が何であったかは今保留するとして、既述の通りこれもまた時宗の門流の中で授受されたものの一つであった。

見て来たように、『永禄切紙』は単一の流儀の説に依拠して、統一的に著録されたテキストではない。冷泉流の性格を幾通かの中に認め得るものの、冷泉流の色彩のみで蔽われている訳ではない。最末に堯恵の証状を伴う『二条家切紙』とも、多くの切紙末に為和の署名と伝受の宛先をもつ『冷泉家切紙』とも異なっているのである。時代や時期についてみても、遙かに鎌倉期に溯り得るかとする見られる例と並んで、室町期

の、とりわけ室町後期の、〈切紙〉の時代と称するに適わしい時期のテキストを多く含んでいる。このように、種々の流れに属する切紙を糾合したかのような一種混沌とした性格を備えているのであるが、それは決して資料性の混濁を意味しない。おのおの切紙に即して概観したように、むしろ本資料は、時々藤沢の地にもたらされ、そして遊行上人を始めとする好士たちが受容した種々の切紙の痕跡を、ほとんど直接的に映し出しているとも見られるのである。中に、古今切紙伝受の始発の問題に一石を投ずるかと思えられる資料すら含まれているのは、まことに貴重だと言わねばならないだろう。

### 3 〈藤沢〉という場所

恐らく長い時に亘って、〈藤沢〉の時宗の人々のもとでは連歌と並んで、和歌、ことに古今集を始めとする古典の解釈における〈伝受〉や〈切紙〉に対する関心が持続していたのだと思われる。たとえば江戸期に入ってから資料に、「後水尾院後西院エ古今集御伝受ノ時ノ神壇ノ図」云々と説明のある彩色された一軸を今日、清浄光寺の宝蔵中に見出すことができる。伝受の折の、人麿像が掛けられ、机や文台をはじめ、幾つかの調度、道具の類が据えられた室内の配置図である。この画像<sup>15)</sup>などは、藤沢の人々の古今伝受の場に対する関心のほどを示している。一方、藤沢の地に早くから蓄積されていた切紙については、京の人々も関心を寄せるところであった。たとえば冷泉為村(正徳二(一七一二)〜安永三(一七七四))は宮部義正との問答の中で、次のように答えている。



藤沢寺に御家の三代集写し伝書等つたわり候よし、いかゞの事(字細)に御座候哉。

先年(代)、為和卿の次男、藤沢寺に住持にて、其頃より古今切紙等少々彼寺に残り(候)、近き頃迄、当家の弟子に必なられ候。先年此方も参詣致し、書物等(とも)ちらさぬやうにと心付封しさせ候。今いかゞ成候哉(と)、心もとなく候。『義正聞書』(静嘉堂文庫蔵五一七・一七・二二八五九)(16)父祖の手を直接経ている切紙であるゆえに、為村にとって藤沢に残存していた切紙等の資料に対する関心は並々ならぬものであっただろう。

右は後代における例であるが、翻って私たちは当該資料を通して、藤沢における古今伝受資料類の、中世における状況の一端に接しつつあるのである。改めて、和歌史の中の藤沢という〈場所〉の意義を考えざるを得ない。

思えば中世の処々の寺社に、文学形成と享受の場所を見出すことができる。藤沢も又、そうした——中世の或る時期以降の——文学的な場の一つであったと言うべきだろう。それらの〈場〉はもとより現実の寺社の固定した空間——同時にここでは、遊行する時宗の人々の圏域と回路網を背後にもっている——に他ならないけれども、なおかつその内部に〈道場〉や〈室〉が可動的に設定される。そのような〈場〉で執り行なわれる伝受をめぐる行為と作法という、最も移ろい易い事象の実状と意義をも、当該の資料どもは語っているのだと思われる。それらの意義を、どのような視野と方法によって抽出し捉え得るか、眼前のテキストを通して、あるいは更に未知のテキストを求めながら考えてみたい。差し当

り小稿で簡略に紹介した今ある資料を、機会を改めて細読したいと思う。

### 〔註〕

- (1) 川平「冷泉為和相伝の切紙ならびに古今和歌集藤沢相伝について」(本誌24 一九九一・三)。
- (2) 「正親町公明覚書」(正親町家本 八・六七)の天明七年の署名・花押や、「正親町公明消息」(同上 一七・一八三・一二)など。
- (3) 幾つかの封筒類は消息反古裏を用いているが、それらの消息に見える公明の署名・花押、特に「正親町略系図」奥の加証奥書の公明の筆蹟と花押は、重要な目安となるか。
- (4) 『哥道傳書』(正親町家本 一二・一〇七)所収の二通の証状の年記による。「頃」と言ったのは、『永祿切紙』もほぼ右と同じ頃に宣阿によって確認されたという推定によるゆえ。
- (5) 公明に至って付された名である可能性も考えられよう。ただし「永祿」時の事実とそれに伴う伝承まで否定するのは当たらない。
- (6) 『新潟県史 通史編2 中世』(一九八七 新潟県)第四章・第三節・「文壇の人々」参照。
- (7) 『藤沢相伝』初雁本の跋文に見える「有之」は「有三」の誤りか。天理本は「有三」と読める。校異として掲げられなければならない。前稿で落したゆえ、ここに追加訂正しておきたい。ただし同跋文で有三を「三十三代」とするのは誤認か。
- (8) 此の伝の根は深い。平安朝の言説は措いて、中世の問題として捉え、「また古今の誹諧は、相伝の人またくなし」云々(『桐火桶』)辺りからの言説史を辿ってみるべきだと思ふ。
- (9) 片桐洋一『中世古今集注釈書解題(二)』(一九七三 赤尾照文堂)参照。
- (10) 特に、神田千里「中世の「道場」における死と出家」(『史学雑誌』97 一九八八・九)。併せて同『一向一揆と真宗信仰』(一九九一 吉川弘文館)を参照。
- (11) 京都大学国語国文資料叢書40『古今切紙集 宮内庁書陵部蔵』(一九八三

臨川書店)所収。同解説参照。

(12) 元久二年(一二〇五)の年記をもつ藤原孝道による、仮名を交じえた「琵琶灌頂次第」の如き資料も考え合わせられる。宮内庁書陵部『伏見宮旧蔵楽書集成一』(図書寮叢刊 一九八九 明治書院)所収「次第・伝授状類」二九参照。

(13) 早稲田大学蔵資料影印叢書 国書篇7『中世歌書集』(一九八七 早稲田大学出版部)所収。同解題参照。

(14) 井上宗雄「室町期和歌資料の翻刻と解説——「堯尋三十三回忌追善和歌」・日吉社壇詠二十一首和歌・和歌秘伝書・古今和歌東家極秘——」(国文学研究資料館文献資料部『調査研究報告』5 一九八四・三)参照。

(15) 「古今伝授神壇図」一軸。「此図ハ從雅章卿写之 從伊勢祐和家蔵出之」という此の軸のもたらされた経緯や時期は詳かでない。『遊行寺宝物館図録』(一九八〇 同館発行)、藤沢市史編さん委員会編『藤沢市史』7 文化遺産・民俗編(一九八〇 藤沢市役所)参照。一九八八年夏、機会を与えられて披見し得たところによる。

(16) 傍記は同文庫蔵一本(「冷泉家御教諭」五一八・二・二二八九四)との異同。為村下向時のことは『藤沢山日鑑』延享三年(一七四六)四月十三日条に次のように見える。同書第二卷(一九八四 藤沢市文書館)による。

冷泉宰相殿より使者来候、右者此度東武へ参向ニ付、可被立寄旨ニ候、即冷泉宰相殿被立寄候、大書院ニ而御対面被遊候、古筆和歌之書物御所望ニ御座候間、古今伝書等品々御覧入候、献上之品有之候

為村は帰路にも藤沢の上人(快存)を訪れている。同上四月晦日条参照。

当該本文の全文を掲げる。排列は底本の小番号のそれにより、〈1〉〜〈10〉の通し番号を付した。本論で本来のものかと推定した(i)〜(ii)の並びとは異なる点、注意されたい。翻刻に当っては、なるべく底本の形を保存した。改行、漢字の新旧字体、一部の異体字は元のままである。ただし異体字の多くを通行字体に改めたほか、適宜読点を付し、( ) 内に若干の現状に関する私註を記した。  
翻刻ならびに一部図版の掲載を許可された東京大学史料編纂所に深謝申し上げる。

〈翻刻〉 永祿切紙

〔底本 東京大学史料編纂所蔵正親町家本

(正親町家本 一三・一三二・一〇〇)〕

永祿切帛(袋表) (花押) (袋裏下部封じ目)

永祿切帛(包紙上書き)

永祿帛帛(同端裏書)

(包紙内側の記載)

長哥短哥

三人翁

誹諧傳

傳授作法

同 阿仏筆のよし

常縁傳三鳥三ヶ

古今和哥内傳 冷泉歟

古今相傳血脉次第

文臺寸法

〈1〉

文臺寸法(端裏書)

文臺寸法

一タケ 一尺七寸

一ヨコ 一尺一寸

一タカサ 三寸

是歌ノ會也

一タケ 一尺八寸 一連歌文臺元ハ歌ノ會

一ヨコ 一尺二寸 借、砌公奉 叡聞相定

一タカサ 三寸五分也

〈2〉

勸頂傳授作法(端裏書)

誦道灌頂傳授作法

一先室ヲ清クサワヤケテ披講ヲコナフヘシ、是ハ高貴

大明神ニ手向奉ル也、披講事ハ常ノコトシ

一披講終テ内證ノ人ト少トマリテ諸神勸請

ノ偈ヲヨムヘシ

一高貴大明神ヲ中尊ニカケテ左ニ人丸ノ影、右ニ

業平ノ影ヲカケテ、左右ノカヘニ三十六人の影像ヲ

カクヘシ

一 供具ニハ、莫時ニシタカフヘシ、六合或八合、壇敷アルヘシ

一本尊ノ御前ニ寶物、法枕、次第ニラクヘシ、多少ハ

弟子ノ心ニマカスヘシ、但人ニヨルヘシ

一 師明神ノ御前ニテ三礼シテ勸請ノ句ヲ誦スヘシ

奉請 高貴大明神來臨影向

奉請 十方諸神來臨影向

奉請 三十一神來臨影向

奉請 十三大土來臨影向

奉請 三十六人歌仙聖靈廻施法樂

奉請 一切歌仙廻施法樂

奉請 血脉諸人廻向親味

如此廻向勸請ハ同音ニ礼シテ、式一座ヲハテ

人丸ノ御前ニテ、至心勸請三品聖靈人丸哥仙

納受和哥ト三反礼スヘシ

次大明神ノ讚嘆ヲヨミテ廻向シテ室ヲ出ヘシ

大明神ノ讚嘆

至心讚嘆歌仙明神、威光法樂倍增法味

滿徳円滿万徳成就、六義六躰五品七惱、五果

十善信心弟子、二世悉地皆令満足

天正十二年九月八日

藤沢遊行卅一世朱印

遊行三十二代奉傳授畢

〈3〉

古今相傳血脉次第(端裏書)

古今和哥集相傳血脉次第

木工頭紀貴之か自筆古今

凡有三本、清書本二本、中書

一本也、此中書ヲハ友則取て

清書して傳けり、清書ノ本

一本ヲハ延喜ノ御門ニ是ヲ

たてまつる、以朱點ヲおほす

と云く、一本ヲハ貫之か猶子

淑望ニ是ヲ相傳ス、紫點ヲ

おほすと云く、延喜ノ御門ニ御

子廿四人おはします、其第一ノ

御子ヲハ朱雀院ト申キ、御位

をゆつり給き、此今ノ古今ヲハ

第四御子村上天皇ニゆつり

給(右通)へり、然間、朱雀院是ニ依

て御兄弟の御中心よからす、

位をつきしかは、こなたへこ

そゆつらるへきををと、ほゐなく

そおほしめされける、されとも朱雀院、

村上、御母一にておはし

まししかへ、朱雀院御位の時ハ

村上ヲハ春宮ニなし奉り給ける、

朱雀御位おりさせ給ひては

春宮やかて御位につかせ給ふ、

此時又淑望か家ニ本ノある

よし聞召れて、めし出されにけり、

貫之の本二本ながら帝の

御たからとなりぬ、村上天皇

にも治世ノ御子二人おはしまし

けり、冷泉院ハ村上ノ次ニ御位

につかせ給ふ、是ハ淑望か本

を御傳へあり、圓融院ハ村上

第五ノ御子也、延喜ノ御本を

御つたへありけり、其後、花山院

御位ノ時、淑望か本をは御傳有、

其後、一条院、圓融院御子にて

おはしますゆへに、延喜御本を

御傳あり、其後、三条院ハ冷泉院

御本ヲ御傳へ有、是淑望か本也、

三条院御末つき給ふへき御子

おはします、御外祖法興院殿下

兼家ノもとへ淑望か本ヲ御傳有、

兼家の御子御堂ノ関白道長ニ

傳はりけり、其時天下ノ御たから

たりとて宇治ノ宝蔵ニこめられ

けり、後鳥羽院御時、承久兵乱

ノ時、東國ノ兵都へ乱入て所を

破損せし時、彼宝蔵を打破、

代々ノ重宝をほろほし、時、

いつちか行けむ、これをしらすト

云々、一条院御次ニ後一条院

御位あり、これは一条院ノ第二ノ

御子也、延喜ノ御本ヲ伝へ給

へり、其次ニ後朱雀院延喜

ノ御本ヲつたへ給へり、其次ニ

後冷泉院、其次ニ後三条院

御母陽明門院、此延喜ノ

御本ヲ申出させ給ひて、

帥大納言ニ仰付てうつさせられし

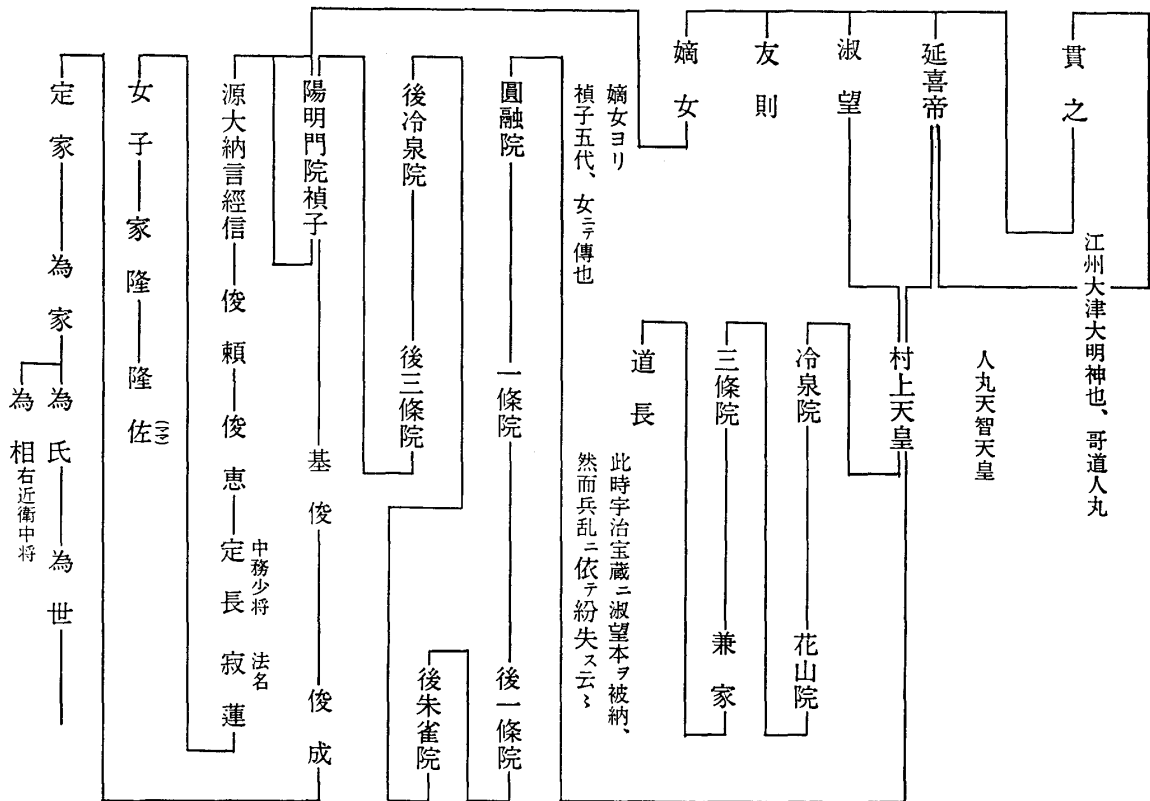
時、女院にもうつして奉り、私ニも

一本うつしとりしかは、これより

して二本ニ成にけり、經信

本ヲハ其子俊頼ニ傳之也、

其子俊恵法師傳之、俊恵ノ弟子中務卿定長、法名寂蓮彼俊恵か本ヲ傳云々、寂蓮か本ヲハ從二位家隆相傳之云々、其故ハ寂蓮ニたゞ女一人有、家隆、古今伊勢物語を相傳せんために其女ニ嫁して如思傳之、後ニハ離別スト云々、後本ヲハ隆佐傳ト云々、大宮右大臣俊家ノ四男ニ左衛門佐基俊ニ陽明門院ノ御本ヲ相傳せり、基俊より俊成卿彼本ヲ相傳ス、此外ハ則陽明門院御本ヲ經信卿書写也、  
おちトモ云リ  
 基俊ハ俊成ノいとこおる也、俊成卿定家ニ傳、定家ノ時又一くたり書とて、哥を一行ニ書キ廿卷ヲつかねて一卷トせる本かきいてゝ息男民部卿為家ニ陽明門院ノ御本ト今ノ一くたりかきの本ト  
 二ながら相傳ス、しかあるを為家ノ時陽明門院の御本ヲハ當腹 (16頁下段に続く)



和哥宗匠家系圖

大織冠

鎌足 — 不比等 — 房前 — 眞楯 — 内麿

冬嗣 — 良房 — 基經 — 忠平 — 兼家

道長 — 長家 — 忠家 — 俊忠

俊成

俊成春日大明神ニ詣テ我身ノ昔

ヨリモおとろへぬる事ヲ歎きて讀ル

春日山谷の松と八くちぬとも

梢にかへれ北の藤なみ

此哥ノゆへに、子息定家中納言ニ任ス

定家又春日ニ詣テ拝賀ノ時、亡父

俊成ノ梢ニかへれノ哥を思出て

立かへる春をみせはや藤浪の

むかしはかりのこすゑならぬに

此哥ノ故ニ又子息為家大納言ニ任、

為家春日ニ詣テ拝賀ノ時、亡父

二代ノ哥ヲ思出て

ことのはのかへらぬ松の藤浪に

又立かへる春をみせはや

為家卿大納言ニ任テ後、日吉ニ詣テノ

哥ニいはく

おやの身にあまる日吉の影そへて

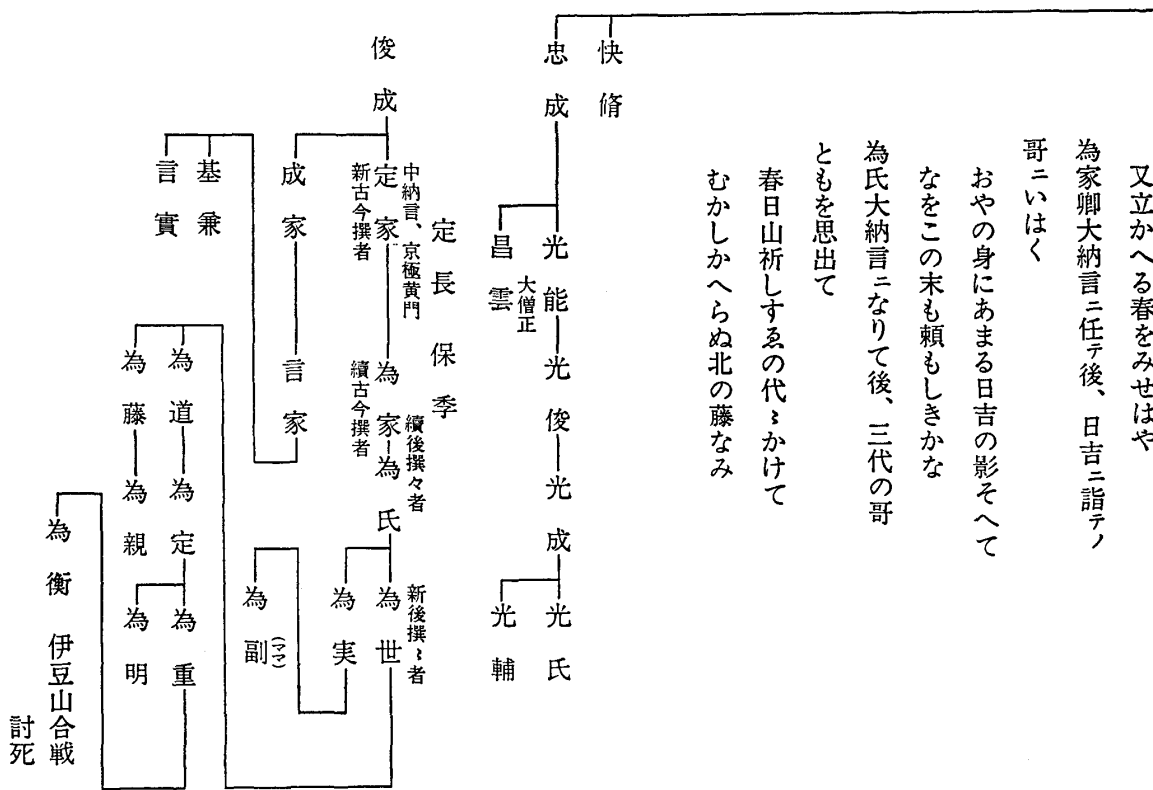
なをこの末も頼もしきかな

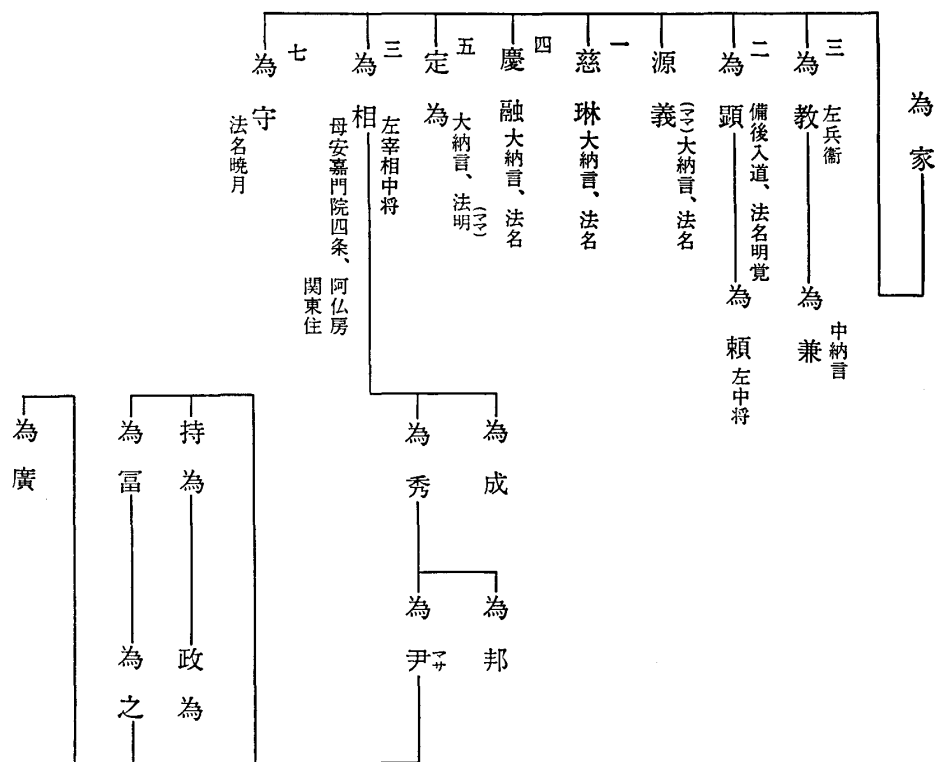
為氏大納言ニなりて後、三代の哥

ともを思出て

春日山祈しすゑの代々かけて

むかしかへらぬ北の藤なみ





為相ニ相傳ス、彼一くたりかきの定家  
自筆ノ本ヲ相傳書写之、兵庫助

大江廣貞ニ相傳ス、為相自筆也、

古今ニまちくの本出来する事ハ

友則カ相傳せし中書の本ヨリ

多く差別有ト云々 (以下に系図あり。便宜上、前に掲ぐ。)

〈4〉

古今集切帋 異説多シ (端裏書)

おか玉の木 切紙云

僻案ニハ、木ノ名ノツ、キニ書ナ

ラヘタレハ、無木ノ名ト見ユ、サレトモ

近代ニサル木有ト云人ナシ、古哥ニ

おく山にタツおたま木ノゆふたすぎ

かけてたのまぬ時のまそなき

若文字一字ヲ略シテいへるニヤ

狭衣ニ

谷ふかくたつおたまきハ我なれや

思ふおもひノ朽テヤミヌル

此物語ハ榎子内親王宣旨にて

作と聞ユ、昔ノ哥よみ也皆此比

ノ才人ヨリハふかき事ヲモ明白



ニシリタレハ、ヤウヤ有ケン、ツタへ子ハ  
シラス、

近代、後嵯峨院御哥、

谷ふかみ日影にノコル白雪や

たつおたまきの色と見ユラン

この時ハくち木ヲ云ト見エタリ、

同御時、おかたまノ木ノ事、諸家へ

御尋有ケルニ、中院ノ義ヲ以テ

無左右ト御感あり、それより殊ニ此<sup>為家</sup>

家繁昌すといへり、

今も代々ノ帝ノ御師範タル上ハ

無子細歟、或人ノ云、柏ノ名ト云、

日本記竟宴ノ哥トテ、

玉柏おかたまの木のかゝみ葉ニ

神のひもろきそなへつる哉

柏の葉ノまるけれハ、かゝみ葉ト云也、

家隆卿哥ニ

つくは山たつおたま木ノしけゝれと

峯行鹿の聲ハさはらす

是も枯木也、深山ニハおほく有物也、

無枝木也、家ノ説ノ口傳有別

一ひをりの日

天曆元年六月九日、北野社壇

初奉建立也、五月五日競馬を

のる隨身装束ノしりを折て

腰ニはさみ競馬ニのる日なれハ、

ひをりの日と云也、舍人とも正しく

褐ヲ引折てきたれハ、ひをりといはん

たかはす、又云、俊頼朝臣、法性寺殿にて

五月五日ノ御會

なかきねも花の袂にかほる也

けふやまゆみのひをり成らん

時ノ人、古今難儀にやふれたりト

申されけるとナン、左近右近ノ二ノ

馬場也、此事ハ五条后ノ事ト云

一めとにけつり花 著ト云草也、

是ハ僻案抄<sup>之</sup>も説也、又或説ニ

めとゝハ草を花たてノ様ニむすひて

花ヲたてタル也、けつり花ハつくり花也、

又云、著、是ハはきこと云草也、

枝のしけき物也、是ニ花を作り

付タルニヤ、又云、二条后ノおはしける

所ノまとに、作花ヲたてタリケルニヤ、

窓ヲめとゝいヘル歟、マトメト同音

也、著ハカハラタテ、テマリ草トモ云也、如何、

花ノ木ニアラサラメトモ咲ニケリ

フリニシコノ身ナル時モカナ

身ニ実ヲソヘタリ、

作花



家と説口傳在別

一かハな草 菱トモ、カハミトリトモ、

オモタカトモ

一ミタリノ翁 忠仁公、諸兄、家持、

聖武、孝謙、人丸ヲ申説アヤマ

リ也、オキナハ関白ヲ云ヘキニヤ、

定家ハ古ヘノ事シル人ナシ、只三

人ノ翁トシルヘシ

一ヒルメ 米ツク女ノ名ラン歟、大嘗會

米ヲツク、

大日靈尊 日神御名、天照太神也

一文琳 康秀道号也

一在原 アリ葉羅トヨム

一籠 タタウツクト云ケリト書タル

読トモ聞ユレト、金吾タ、テウトヨマ

レタレハ、其説ヲウケタリ、堀河右大臣

ウツクトヨマレケルトカキタル物モアレト、

金吾正シクちよふトヨマレタリ、

一臣等詞 金吾説、まくら詞ト、

われら詞と云也、而ノ字ヲマクラ

ト云トハ傳侍シ、定家老後簡見、

而ノ字ヲ汝トハヨメリ、我身事ニ

ツカヘルトハ見エス、漢高祖、わか身

ヲ而公トナノリ給事常ニアレハ、

公ノ字ツ、キタレト、コレニヤ思ひ

よそへ侍へからん

天正十九年雪月

十六日

〈5〉

古今和哥集内傳(端裏書)

古今集内秘傳一卷

下照姫二首ノ哥ノコト

あもなるやの哥ハ惣注ニ是ヲ

書いたす、いま一首ハ秘哥たるニよつて  
人にしらせす、万葉に作者たれ

ともなくて是ヲ入ル也、其哥ニ

春苑紅余保布桃花下照

道余立感嬌 吾園之李

花可庭余散波太礼能

未遺 在可毛

此哥、桃花ハ仙人ノ桃をもて甘露ト

スレハ、目出度物をいはんとてほむる

ことは也、桃花ト云リ、西王母かその

に三千年ニ一度花咲実なる

かことクニ、せうとのあちすきひこねノ

神のみめかたちのうつくしきを、此

桃ノまれなるかことクニ此神もす

くれてまれニうつくしきとなり、うつ

くしきすかたをみれハ、あめわかひこ

の思いたさるゝそとよめり、すもゝの

花か庭にちるはたれのいまたのこり

たるかもとハ、あめわかひこのしにせト

云心也、はたれのいまたのこりたるかも

とハ、そのおもかけのいまたのこりたるト

よむ也、紅にほふ桃花ハあちすひ

こねの神也、下てる道ニたつをとめ

とハわか身ヲよみ給へり、これよりして

下照姫トいへりト云く、さきのあも

なるの哥よりハ、たゝあめわかみこノ

しにたることはかりをなきて、今ノ

哥ハせうとの神ノかたちノ岡谷

にうつりてりかゝやくをみて、めて

ほめて人にしらせんとてよめる也、

梅花それともみえず久かたの

あまぎる雪のなへてふれゝハ

此哥ハ人丸ノ哥也、心ハ人皇四十代ノ

帝ニ持統天皇朱鳥十三年甲申

十二月五日崩御なりにし事ヲ

よめる也、持統天皇ハ天智天皇ノ

御女、天武天皇ノ后宫也、梅花ヲ

あひし給て、内裡ノ御つほナトにも

おほくこれをうへられけれハ、それより

して梅壺ト云所もはしまりけり、

しかあれハこの御門ノ御すかたの

梅の花ににて、たへにおはしますヲ

たとへ奉りて、御門御惱ニおとろへ

させ給ひつるヲ梅花によせて、それ

ともみえず久かたのト云り、久かたトハ

内裡ヲハ雲上トいへハ、それにた

とふる也、あまきる雪ハ御門ノ御

すかたヲ病ノおほひたてまつる

事を云也、

ほのくゝとあかしの浦の朝霧に

嶋かくれ行舟をしそおもふ

此哥も同じ作者也、天智天皇ノ王子ノ

かくれ給し事ヲよめるなり、ほのくゝと云ハ

母ノ胎内ヨリ人ノ生する時ヲさせり、

又明王ノ明といはんとて也、朝霧ハ

朝ノ字ヲ日本紀ニ世継ニ御門トよま

せたり(墨滅)霧ハ人ノ身ヲ

病ノおほへる事ヲ云也、醫道にも病を

霧ニたとへ、葉ヲ風ニたとへたり、是ニ

よりて朝ヲ霧ノ病ノおかし奉ヲ

朝霧ニトよめり、嶋かくれハ四魔ノ

悪鬼ニおかされて御門かくれ給ふと云

也、舟をも御門ニたとへたてまつる物也、

臣下ヲハ水ニたとふる事、常のことし、

又嶋かくれ行とハ、しまとハ内裏也、

しまも山もおなし事なれハ也、

大内山なといへり、又嶋とハ生老病

死ノ四ノ魔也、此哥人丸一期ノ門ノ

奇言也

柿本人丸之事

此人丸ハ持統天皇ノ時ノ人也、岩見國

ヨリ化生スルト云リ、是ハ持統天皇ノ

御時、哥ヲいみしくよみ給ひて秀哥

ノあまた出こしその哥ノしやうを

あらはしたるすかたも人丸と云也、此

哥ハ硯ヨリ書出せハ岩見ノ國ヨリ

化生スト云リ、硯ト云字ハ石ヲ見ルト

かけり、又硯ノ異名ニモ石見國ト

云也、それニよりてかきのもとに化生

する故、姓ヲかきのもとノ人丸ト云也、

柿ト云字ハ木ヲ篇ニシテ市ト云

字ヲかけり、木ヲハたつとよませタリ、

史記ニ云、樹黨文故木ハ立也、つくりノ

市ヲハにきはふとも、さかふともよめり、

文選ニ市国亡詩ニ云、民市国

豊也文故さかふる事をおほきに

なして人ヲまろかすとかきて柿本ノ

人丸ト云也、秀哥おほく世ニいて

きて哥ノ道のたちさかふる儀也、

莊子ニ云、門前ニ車ヲ市トモよめり、

されハ柿ノ字ハたちあつまる儀也、

本ノ字ヲハ大ニナトヨム也、十ノ字ヲハ

ミツトヨマセタリ、されハたちさかふる人

をまろかしておほきニみつト也、又、

たちさかふるおほきにみて人ヲまろ

かすともヨム也、其心ハ我國ニ此やまと

哥風俗として神代より伝はりて

かとも、持統、文武、聖武、桓武、平城

等ノ御代ヨリコトニ此道ひろまりて

世ニもてなしムかハ、よき哥もあまた

いてこしかは、その哥ノしやうヲあらはすヲ

名付て人丸ト号ス、其故ハたち

さかふる人ノ哥ノしやうヲおほきに

まろかしてみづる也、故ニかきのもとノ

人丸ト云也、哥ノ道ノ繁昌して

哥ノよきしやうノ出来たる時けん

たんスルヲ人丸ノいてきたると云也、

或人云、持統、文武ニつかへて新田、高市

ノ王子ニあふとも云り、又平城ノ

天子ニつかへて年おほく奉公ヲ

いたすとも云り、持統、文武ヨリ平城ノ

御門マテハ帝王十代、つもる星霜

百廿四年也、たゞ人ノ身をもつて

なんそ十代ノ御代につかへ、おほくノ

年月ヲをくるへきや、其後モ

人王七十二代ノ御門ノ御時、参議源

基平男、平等院ノ僧正行尊

聖岩屋ニこもりておはしける時ノ

哥ニいはく

草庵何露けしと思ひけん

もらぬ岩屋も袖ハぬれけり

この秀歌ニよつて此哥ノしやうを

あらはし、人丸現給ひけり、此時ノ人丸ヲ

岩屋ノ本ト云也、又夢のもと、

云、俊頼朝臣

山桜咲初しより久方の

雲るにみゆる瀧のしら糸

此哥秀哥たるによつて、其夜ノ

夢ニ、西坂本とおほしき所に、なみ

ゑほしのしりたかくゆひて、なをしニ

紅ノ衣かさねて着たる人ノ、左ノ手ニハ

紙ヲもち、右ノ手ニハ筆ヲ持て

ひけなく、しらかかすにおひたるか  
けたかくとをしろき人、せうもんノ  
へりノたゞみにおしのけてさしいて給ひ、  
汝年ころ哥ヲよむといへとも、いまた  
是程ノ哥をよます、よつて此哥ノ  
しやうをあらはして、かたちをなんちニ  
みする也とつけてさり給ふと思ふほとに  
夢さめにき、是ヲあしたニ絵師ヲ  
もつてうつして本尊トス、是ヲ夢ノ  
本となつく、されハ人丸とてむかし  
ありし斗ニハあらず、たゞ今の世にもよき  
哥をよみてハ、その哥のしやうを  
あらはして人丸いてき給へる也、人丸ノ  
哥とてあるハ、哥ノしやうをあらはして  
しかもよみをける哥也、これ哥ノてほん也、  
されハ人丸ヲむかし有ける人と斗思へる  
ハひか事也、秀哥よめらん時、その哥ノ  
しやうあらはれて、これ人丸也、故ニたち  
さかふる人ノ哥ノしやうおほきにまろか  
してみつといはんために、柿本ノ人丸ト  
云リ、唐人丸トハもろこしノ詩ノしや  
うをあらはしてある所を、もろこしの人丸

とて、漢家ノ月をもてあそふとハ云也、  
異説モ多ク有也、これを人しらす  
たゞ人丸とて昔在ける人と斗しれり、  
かつてかゝる秘説をうかゝはず、よりて  
これを人丸ノ相傳トスル也

山邊赤人事

此山邊赤人ハまことハ作人也、或ハ云、  
此山邊赤人ハ聖武天皇ノ御宇ノ  
人也、山邊ハ姓、赤人ハ五位かと云々、万葉  
集ニハ神龜元年十月五日、天皇  
紀伊國ニ御幸ノ時哥作ト云々、今案  
スルニ、聖武天皇ノ時ノ人也、無左右  
歟、但真名序ニ云、山邊赤人者  
并和哥仙也云々、詩正義云、得頭  
云仙、得徳云聖云々、所詮件ノ  
赤人ハ御作名也、万葉集ニ山邊  
宿祢赤人トかゝれたるハ聖武  
天皇ノ御製也、其故ハ天皇ノ  
御製ヲさうなく凡人と書  
ならへん事おそれなれハ、哥合  
などにも御製ヲハ今ノ世にも作者  
ヲ別ニ書たてまつる也、いはゆる

女房とかけるもあり、姓名を作

いたしてかゝれたるも有、其例是

おほし、依て姓を山邊といへるハ内裡

を大内山といふ也、されハ山辺と云也、

邊ハほとり也、又ハ詞ノやすめ也、赤ハ

明王ノ明ヲハあかしとよむ也、されハ

かの赤ノ字ニかよはして云也、人とハ

人ノ中ノ皇ト云ン心也、又山辺ト姓ヲ

かけるハ、たかしと云ンため也、人ト云

ニも十善万乗かみなき事、山ト云也、

尊位ト宝祚ノ高キ位云ンため也、

人丸ハ赤人かかみニたゝん事かたく、

あか人ハ人丸かしもにたゝん事

かたしといへるハ、あか人のよめる

秀哥則人丸なれハ、人丸とて

赤人ノ上ニ別ニ云(マヤ)たつへからず、

さるゆへに人丸ハ赤人か上ニたゝ

ん事かたくといへり、又赤人も人丸ノ

下ニたゝん事かたし、作者ノなき

時ハ哥いてこす、哥なき時ハ作

者なし、されハ君も臣も身を

合せたるなるへしといへり、君ノ御心ノ

内よりよみいたし給ふ秀哥ノ

其姓ヲ人丸とあらはしたる故に、

君をはなれて人丸なし、よつて

身を合せたりと云なるへし、君とハ

文武、聖武、人とハ人丸也

#### 猿丸大夫事

此人此集にハ其名みえず、よみ人

しらすの哥ノ中ニ有、いかなれは

其名をあらはさずして、よみ人しらす

ニハ入や、尤以不審也、其ゆへハ、帝王の

御かしこまりニよりにて也、此人下野國

薬師寺へ配流せられしかは、遂ニ

かしこにてうせにし人ゆへニ、其名

字をおそれてかくせり、此猿丸ハ

作者也、まことは弓削ノ法王也、

此弓削道鏡ハ、モト美濃國ゆけ

と云所ノ人也、俗姓ハあやしの民

也けるか、聖となりて求文地ノ法

ヲ一千日ノ間行しけるか、すてニ千日

めノ日ニ壇ヲやふりて礼盤より

をりける所ニ、大き三寸はかりノはち、

本尊ノ御身よりとひいて、道鏡

か陽ヲさしてけり、其後おひたゝ

しくはれけり、やかてもすひすそ

ありける、かゝりける間、称徳天皇ノ

經文ヲ謗してより、彼罪ニよりて

大開ト成給ひけり、すへて御心ニ叶

人なかりけり、よつて諸國へ立勅使

もとめらるゝに、此道鏡禪師を

尋出て奉る也、御門てうあひのはな

はたしき事さらにならふ人なし、

内丸ノ大臣是をそねみて、むほんを

おこしゝしかは、忽ニ誅せられぬ、其後

僧都ノ官を禪師にあつけ給しを

君臣ハかたふき申けるに、あまつさへ

又天平神護元年ニ太政大臣ニ

なされぬ、法師の身ながら太刀をはき、

剣をもたりけり、さすかにけさをハ

かけたたりける、一天四海ノ政を心ニまかせ

ておこなふ、天下ニならふ人なし、同

二年ニ太政大臣を辞申されて、又

法皇の位ヲさづけられき、栄耀

身ニ過たりけるあまりニ及はぬ位ニ

心をかけて、和氣清丸を使者として

宇佐ノ宮へ申されけれとも、明神

御うけ引なかりけれハ、ねたさのあまりニ

清丸を伊与國へなかされけり、か様ノ

罪とも重りけれハ、法王ヲ下野國

薬師寺へなかされけり、太政大臣をハ

給といへとも、其身法師也、法皇ノ

位ニ上るといへとも、其俗姓帝孫

にあらず、されハ猿ハゆるしく人にハ

似たれとも、さすか人にてハあらねハ、

それによそへて猿丸大夫と云也、

流されし時ハ官位みなめされて

大夫ニなして配流せられしかは、

猿丸大夫と云也、今ノ日吉ノ神主

等ハ此猿丸か後胤也、今ノ世までも

下野國薬師寺ニハ猿丸かはかとして

これ有

### 天神御實名之事

此御名ハまれにも人しらす、

いるかせにもかたる事なし、神

道のまとかなる事をしめす也

### おかたまの木の事

此おか玉の木ハ物名ノ中ニハ大事

真道



ノ義也、或ハ注ニハちしやノ木を  
色取て、大嘗會ノ時、生氣ノ方ニ  
立、或ハ東方作花也



百王かう之事

これも惣注ニハゆりトいたせり、又ハ  
たき物トモいへり、これみなあさき義也、  
誠にハ法事ノ時、花ひら入て  
いたす籠ノ名也、これもつとも秘事也



以前ニ七ヶ事、今又三ヶ事、  
以上十ヶ秘事、何もことくく  
是を注也

〈6〉

古今切紙 東常縁相傳(端裏書)

一三ヶ大事

ヲカタマノ事

ヲカタマノ木ノ事、家々ノ儀マチく也、

アルカ云、帝御即位ノ時ミカサ山ノ

松ノ枝ヲトリテ、長三寸、マハリ五寸ニ

ケツリテ御守ヲ上ニ書テ以朱也、

カケサセマイラセテ、御即位過テ

彼御守ヲ種々ノ御宝ニソヘテ

帝ノ生氣ノ方ノ土ノウツム也、

此木ヲ御賀玉ノ木ト云々、

當家ニハ、ヲカ玉ノ木ト申ハ片

野ノミカリニ鳥ヲ付テタテマツ

ルトシハト云木也、コレ口伝也、更

記コトヲユルスヘカラスト云々

二メトニケツリ花ノ事

メト、ハ妻戸ノコト也、種々ノ花ヲケツリ

テツマトニカサシサス也、口傳也、

又云、著ト云草也、

又云、右近ノ馬場ノヒヲリノ日、マユミノ

手繼ノカサシニサス花トモイヘリ

三カハナクサノ事

是ニアマタノ説アリ、或ハヒシト云

草、或ハカハミトリ、或ハカハタテ、

或ヲモタカト云々、

河骨ト申草也、口傳ナリ、記スコトラ

免ヘカラス

四重大事

御賀玉木

内侍所

賀和嫁

寶劍

妻戸ケツリハナ

神璽

以上

五三鳥ノ大事

一ヨフコトリノ事 一説サル、一説ハコトリ、

此鳥ハ、ハヤコノト云ヤウニナクユヘ

云ト云リ、又人ヲ云トイヘリ、春ノ山野ニ

出テ、ワカナ、ワラヒ、風情トリアツメテ

カヘリニ友ヲヨフ故ニカク云ト云リ、

又ツ、トリト云アリ、コレヲ家ノ口傳トス

一イナヲホセトリノ事 家々種々ノ説

アレトモ、口傳ニハタ、キヲ云也

一百千鳥ノコト 鶯ト云歟、家ノ口傳

鶯ヒトツニカキラス、種々ノ鳥、春ハ

オナシ心ニサヘツルヲ百千鳥ト云也

以上

六又口傳

吉野山ノ桜ノ事

此集ニサル哥見ヘス、撰者ヲシテ

云ヘカラス、其上對シテ云、立田河ノ

哥ハカリ旁以不審アルヘキコト也、

當家ノ口傳 文武天皇、吉野山ニ

御遊覽トキ、御トモニアリテ、人丸

白雲ノ色ノチクサニ見エツルハ

コノモカノモノ桜ナリケリ ト云々、又

或説云、チルハ雪チラスハ雲ト見

ユル哉吉野ノ山ノ花ノヨソメハ ト云々、

可秘藏也

七風躰口傳哥

八久毛立 伊佐爰余 寿明石浦

梅濃波奈 左越鹿ノ鹿問(マ)

夕去者野辺濃秋風

来ぬ人ヲ松ホノ浦ノ お花也

永日ノ杜ノシメナハ

見ストヤイハン玉津嶋 私見ツト  
ナラス、  
為家

此外三代宗匠撰集之旨

哥、又入撰集仏神御哥等也

八三才ノ大事

天地人ノ哥ノ事

一久カタノアメニシテトハ天上ノコト也、

下照姫ハ天稚彦ノ妻也、アメワカ

ヒコ崩ノ時、喪屋ヲ天ニ作りテ

モカリス、シタテルヒメノセウト味推(ママ)

彦根ノ神トフラハントテ天ニ上リテ

アリケルニ、其形ウルハシクシテ、二ノ岳ト

二ノ谷トノアヒタニ照カ、ヤクヲミテ

哥ヨミシテ曰、阿妹アモナルヤ奈屢夜ヲト

タナハタノウナカセルタマノミスマルノ

アナタマハヤ ミタニフタワタスアチスキ(ママ)

タカヒコ子 返哥曰、アマサカルヒリツメノ

イワタラスマシト イシカハカタフキカタ

ウケニアマハリワタシマロヨシニヨリコ

ツイシカワフタリチ 此哥ノコト也

一地ニシテノ哥ノコト者、出雲國ニ宮作シテ

ヨミタマウ、ソサノヲノヤクモタツノ哥也

一人ノ世トナリテハ、ソサノヲノミコトノ三

十一字ノ哥ヲヨムトナリ、カナ序ニテ

ハコトハリミニクシ、家ノ口傳、天地人

ノ哥此分也

九ホノノノ哥事

此哥ニサマノノ儀、家ニ口傳スル

所也、然トモ貫之タヒノ部ニ入タリ、

更此外ハ不及沙汰コト也、シイテ今儀

ヲタツ、天武天皇第一ノ皇子高市ノ

王子十九歳ニシテ世ヲ早クシ給フ

ヲヨメル哥トナン、ホノノノ云ニ四ノ義アリ、

明岩(ママ)寿風ナリ、万葉ニツカフ所

也、明ト云ハ夜ナトノ明ヲ云、左傳ニ

明且ト書テホノノトヨメリ、若ヲ

ホノノノト云ハ春ノ草木ノモヘイツル体也、

奥義抄ニ云、深草未於春色若ホノノ

タリト云リ、寿風ハ常ニホノカニ

文道ニツカフ字也、文選ニ云、寿ホノカニ傳(ママ)

三公政得之道トイヘリ、文集云、風聞

トイヘリ、此四ノ義ノ内ニハ今哥、寿ノ

儀也、王子ノ崩ニアツル也、浦トハ此世

界ヲヘテ行ニヨソヘタリ、霧又モノ

ヲヘタツルナラヒアリ、一説キリヲ病ニ

アツルヨシ申、シマカクレユクトハ去行躰也、

又生老病死ノ四マニモアツルヨシ也、此

四ニカクサレ給也、舟ヲシソ思フトハ

舟ヲ王ニタトヘタリ、ミコハ王ニタカ  
フヘカラス、然ハフ子ト云、貞観政要  
云、君如船臣如水ト云リ、種々ノ  
儀トモアレトモ不及筆端者也

十口傳

古哥事

伊津具志喜御賀於余而茂  
路ノくノ能人乎見給時傳三  
多加良都ト作古々路佐之  
波可儀利在之

十一重之重

身仁ニ邪シ奈久  
他耳慈乎ト与ト

十二

奉授

今上皇帝 和哥

神南日能 依ニ繪言一

上ニ桜花一言マ

延喜三年十一月廿二日

紀貫之上

家々儀

古今讀様他家相違所々

一 みこにおはしく おはしましと

よむへし

一 七月六日 ぶ月むゆかのひと

よむへし

一 雲林院 うりんゐんと

よむへし

一 ちりひち ちりインちと

よむへし

一 この花

まよふト所ニよりて

よむへし

一 まとふ

よむへし

一 おこぎ みこきと

よむへし

一 ふしのけふりの事

ワレ

一 御へノ事

一 ラカタマノ木ノ事

かな、嵯峨、人たのめ、空たのめ、

マミムメモ五音同、人ノ頼ト云義也、

十六通以皆同之、十二通書写、  
傳受ノマキ物、四マイツキ、キリカミ  
ノ事、一ツニカサ子テ、上ノハシヲウヘニシテ

三ツニオル、弟子ヲトル時ニヒラク也、  
上ハヒロクレハ、ヤカテ上ヲ見儀也、  
フクロハヌノヲアラクソメテ、アサノ  
ヲニテツカリ、ク、リヲモスル也

此切紙十二通ノ外

家々儀 一紙

系圖 一紙

素融尊丈 一紙

奥書有 一紙

五ヶ条

古今集

二十卷哥

三ヶ事

二通披

古哥事

兩字事

傳受畢 五十九老翁  
東常縁在判

寛正六年四月十九日

乳札  
キリ クサ サク

親音 御即位法  
天下泰平治國  
利民國土豊饒  
勢至 急々如律令

飛丸

天

金剛界頂 比ナソラヘハ  
陰陽和合

ほのくくと明石の浦の朝霧に

興タトヘタリ 風 賦カソヘル

鳴かくれ行船をしそおもふ

地

胎蔵界

仁義礼智信

木火金水土

春夏秋冬土用

地水火風空

五大尊 心神三十二也

佛本覚如来

三十二相 天見頂相  
アラシテ

和一字也、慈也、悲也  
和哥一是一仏作也

三十二相 一相ハ神也、

アラハシテ

三十一字

此哥家集ニハ高市王子

崩ニ讀リ古今ニハ旅ニ入

五月廿五日

へ7

長哥短哥伝 (端裏書)

長哥短哥口傳

此集ニ短哥ト云テ奥ニ長哥ト云ヘリ、其躰一也、

此哥ニハ終ニ三十一字ノ哥ヲソヘテ反哥ト云

ヘリ、但よのつねの贈答ノ義ニ非ス、反ト返ト

替レリ、前ノ短哥ニ残セル事ヲ重テ云ル心也、

万葉ニハ卅一字ヲ反哥ト云ヘリ、當集ニハ雜躰

ノ卷ニ短哥ト書テ、まさしき所にハ貫之カ

古哥ヲ奉ケルニ副テ奉リケルヲ書テ、躬恒、

忠岑所是同シ、崇徳院ニ百首哥人トニめし、

時、をのく述懐の哥ハ皆短哥ニ讀テ奉レト仰

ラレシカハ、短哥ト云テ長哥ヲ奉リニキ、万葉ニハ

スヘテ卅一字ノ哥ヲハ短哥、反哥ト書テ、イ

カニモ長トハ書侍ラヌ也、たとへは柿本人丸作哥

二百トモ三百トモ書タルハ皆三十一字ノ哥ニテ、色ク

讀ツ、ケタル哥ヲ宗トノ物ニテ、長哥トモカトス、

まして短哥ともかゝす、只作哥一首とも二首

とも云ヘルハ皆長哥ニテ侍る也、三十一字ノ哥

ヲ長といへるハ一所もナキ也、詮聲ノ長哥ニ

よりて三十一字ノ哥ハ韻ノ中、長云ツ、ク、多

字ニ讀ツ、ケタルトモ短キニヨリテ、カリソメニ

云タル名言也、本義ニハ同ク多字ニ云ツ、ケタ

ル哥ヲ長哥トモ短哥トモ云也、此義ヲシラセン

トテ、古今ニ両様ニ書顯セル也、讀様ノ事、初

四句ハたゞの哥のことくにて、末の七文字ニハツルヲ

五文字ニテ讀ヲ、以後ハ心にまかせて七文字ヲイ

クラモ作也、終ハ又七と也、首尾ハ一首の哥ニテ

中ニ五七ノ句カノ哥様にハよまぬ也、只文字ノ

数ノ事也、釋シテ云、万葉ニハ長ク云ツ、ケル詮

躰ヲサシテ長哥ト云ヘリ、古今ニハ一韻ニマカ

セテ短哥ト云、三十一字ノ哥ハ二韻也、十七字

初三句後二句一韻、カヤウニ卅一字ハ一首カ二

韻也、古今ニ短哥ト指タルハ十二字ハ一韻ナ

レハ悞ク韻ニヨリテ短哥ト書名付タル也、

あふ事の稀なるいろに一韻、おもひそめわか身ハ常に一韻、

如此、あふことのと云より、我身ハ常にと云迄一首の心

にて二韻也、卅一字ヨリハ韻の短によりて也、次

ニ云、反哥ト書タルヲハ只聲によむ也、假名ニ

かへし哥ト書侍るとて、反哥、かへし哥をハ不讀

なり、心ハ同じ物ナレトモ、文字ニ向テノ時ハカ

ヤウニよむへしと云へり、當家ノ庭訓也、

右、道之為奥義可秘候

永祿庚午年五月日

〈8〉

三人翁（端裏書）

三人翁哥傳

住吉

カソフレハトマラヌ物ヲトシトイヒテ

今年ハイタク老ソシニケル

人麿

ヲシテルヤ難波ノミツニヤクシホノ

カラクモワレハ老ニケルカナ

業平

老ラクノコントシリセハ門サシテ

ナシトコタヘテアハサラマシヲ

口傳之外如斯記而被授之

間、不令抱情者也、為神秘不

有口外也

永祿庚午年五月日

〈9〉

古今傳授之作法（端裏書）

古今さうけんかんきんの次第

新しきおけにて、とらのとき、いぬいの

かたの水をくませて、新しきかいゆけに

て六かいゆけかゝりて、ゆかたひらをき、たつみの

はうへむかつて、ほんてん、たいしやく、しそん

はんちやう、いへをよくまほりたまへ、おかむへし、

こりをとるときのうた

かきなかすみ山のものいすゝ川やをよろつよのつみはのこらし

これを唱てこりをとる、はらひをする也、きりたる

はらいなくハ、さゝのはを六つきたるをもつてはらふ也、

はらいのもん

さひはいくたかまかはらに神とゝましましゝて、神

あつめにあつまり、神はかりにたかりたまひて、よろつのみ

てふつみとハあらし物をとほらいたまひき

一てんせう太神をおかみ申て、この哥をよむ、一門はん昌させ給へ

神かきのみむろの山のさか木はゝ神の御まへにしけりあひけり

ちはやふるわか心よりなすわさをいつれの神かよそにみるへき

一南無住吉の大明神 ほんちやくし如来、ふかきことほり

をゑせしめたまへ

一南無玉津しまの大明神 ほんち十一めん、みちのちへを  
ゑせしめたまへ

一なむぎたのゝ天神 みせのみやうかをゑせしめたまへ

一なむ柿本の人丸 ほのく（ミ）のうたを三たひとなへて、哥の

くちをゆつりたまへ、なをくほんちめおんへんさい

てん、ちからをあはせてまはりたまへ（ト）

一なむしやうとく大し ほんちくせくはんをん

きやうけんききよ、めうほうとうたいしゆこをなしたまへ

かやうにて、こきんをいたゝくなり

以上

〈10〉

誹諧傳（端裏書）

誹諧相傳

一 誹諧

是ハ史記滑稽傳ニ在、滑ハ乱也、稽（一字空目）ハ□

也、優旃ハ秦ノ倡（ワツクヒニ）シテ咲言（セウ）ヲ善ス、然トモ

大道ニ合ト有、滑稽ハ利口ノ義也、優旃

秦ノ始皇ノ時ノ者也、其利口内證ニ眞

實ノ正理アリ

一 俳諧 言篇ト同字、心同前

三 滑稽 優旃カ利口、以前ニ注ス、是ヲモ俳諧

ノ一種ニノセタリ  
四 誹諧（ナヤウ）

毛詩ニ曰、戲謔スレトモ不虐、論語曰、

不教殺謂之虐ト

五 誹謔

誹隱ト同シ、カクス言ナリ

六 譴字

篇次、又ハ文字鑠等ノ姿ナリ

七 空歎

ワロキタハフレナリ

八 鄙諺

イヤシキコトハサナリ

九 俚言

イヤシキ言ナリ、下俚ト云ルモイヤシキ

山カツナトノ躰ナリ

以上九種

古今誹諧、優旃カ利口ノ如クニ、面ハ利口メキテ

内證眞實ノ本理ニ称フ者也矣

此切紙取分別傳也、可秘  
永禄庚午五月日相傳

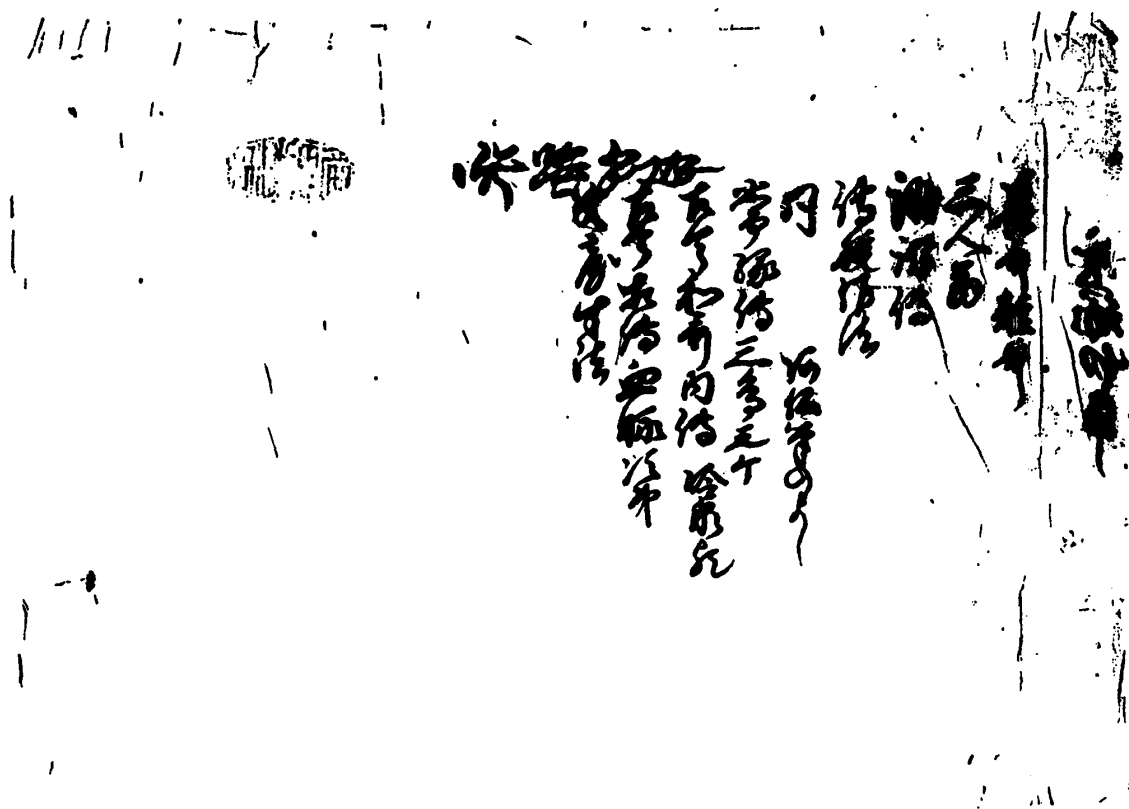
〈付記〉

小稿を成すに當つて、跡見学園特別研究助成費（平成三年度）の援助を得た。





正親町家本『永禄切紙』封筒（表）



同上包紙